

◆京都の労働メールマガジン 第31号◆

発行 2021年3月8日

京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策やイベント、セミナーの情報等を月1回発信します。是非、ご登録ください。

——☆☆☆今月のCONTENTS☆☆☆——

- 【1】 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の大企業の非正規雇用労働者の取扱いについて
- 【2】 テレワーク導入支援緊急補助金の補助対象期間を延長しました
- 【3】 3月は自殺対策強化月間です

【1】 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の大企業の非正規雇用労働者の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下、「休業支援金・給付金」という。）については、大企業の一定の非正規雇用労働者も対象となること、対象となる休業期間及び支給額について2月に政府の方針が公表されたところです。

今般、休業支援金・給付金の対象となる大企業の非正規雇用労働者の取扱いについて以下のとおりとし、令和3年2月26日から申請受付が開始されています。

○対象となる労働者

大企業に雇用されるシフト労働者等（シフト制、日々雇用、登録型派遣など労働契約上、労働日が明確でない方）であって、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方

○対象となる休業期間及び支給額

<令和2年4月1日から6月30日までの休業>

休業前賃金の60パーセント（1日あたり上限11,000円）

<令和3年1月8日以降の休業（※）>

休業前賃金の80パーセント（1日あたり上限11,000円）

（※）令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含まれるため、京都府の場合は令和2年12月21日以降となります。

○申請方法

郵送又はオンライン

○申請期限

令和3年7月31日

令和3年2月26日付け報道発表資料は[こちら](https://www.mhlw.go.jp/content/11607000/000738019.pdf)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11607000/000738019.pdf>

休業支援金・給付金のホームページは[こちら](https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

【2】 テレワーク導入支援緊急補助金の補助対象期間を延長しました

新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置として「出勤者の7割削減」を目標に、従業員に対し新たにテレワークを行う事業者を支援しています。

緊急事態宣言の解除後もテレワークをより一層推進していただくため、当初は令和3年3月10日までとしていた補助対象期間を、令和3年2月10日から3月17日まで（実績報告の期限も令和3年3月19日まで）に延長しました。

制度の概要、申請方法など詳しくは[こちら](#)

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/teleworkhojo.html>

お問合せ先：京都府テレワーク推進センター 電話 075-600-2813

【3】 3月は自殺対策強化月間です

自殺対策基本法において、3月の1ヵ月間は自殺対策強化月間と位置付けられており、国、地方公共団体、関係団体等が連携し、広報啓発活動など、様々な取組が重点的に展開されています。

京都府労働相談所（京都テルサ内）においても、毎月第2水曜日の午後に産業カウンセラーによる相談（予約制）を実施しており、職場での人間関係がうまくいかない、新しい仕事に戸惑っているなど、労使双方からの御相談に応じています。

自殺対策強化月間に係る令和2年度の府内の取組等については[こちら](#)

<http://www.pref.kyoto.jp/yorisoi/torikumi.html>

京都府労働相談所の産業カウンセラーによる相談については[こちら](#)

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/1278391676278.html>

なお、産業カウンセラーによる相談の御予約は、京都府労働相談所（フリーダイヤル0120-786-604（京都府内限定）または電話075-661-3253）へお問い合わせください。

発行者：京都府商工労働観光部 人材確保・労働政策課

電話：075-414-5088

FAX：075-414-5092

メール：jinzaierodo@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等にご遠慮願います。